

令和5年 第1回高鍋町農業委員会臨時総会 議事録

- 開催日時 令和5年 7月20日（木）午前9時から
- 開催場所 高鍋町役場 第3会議室

〔事務局長〕

定刻になりましたので、ただいまから、令和5年第1回高鍋町農業委員会臨時総会を開会いたします。

本日の臨時総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定によりまして、高鍋町長が招集をしております。

この場に、高鍋町長の黒木敏之がお見えになっておりますので、ごあいさつを頂戴したいと存じます。では、よろしくお願いします。

〔町長〕

はい。改めて、そしてみなさんおはようございます。

第1回目の臨時総会にあたり、一言ごあいさつをさせていただきます。

先月開催された、令和5年第2回高鍋町議会定例会において、議会の同意を得て、先ほど7名の方に農業委員としての任命書を交付させていただきました。

全国的に農業従事者の減少及び高齢化が進んでおりますが、高鍋町におきましても同様であり、農業を取り巻く情勢は年々厳しさを増しているところでございます。

農業委員会組織としては、農業生産の基盤となる農地は、国民のための限られた貴重な資源であることに鑑み、それを担う者の位置付けとともに、効率的な利用の追求と適正利用の確立を図らなければなりません。

また、令和5年今年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により、農業委員会組織は、概ね10年後の耕作者の農地1筆ごとに明らかにし、地域が目指す農地利用の姿を具体化する地域計画の基となる目標地図の素案づくりに取りかかることとなっていると聞いております。

地域農業が持続的に発展するためには、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、新規参入の促進など、いわゆる農地利用の最適化の推進が大変重要となっております。

このため、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、地域に密着した取り組みが必要不可欠でございますので、高鍋町の農業の発展のためにご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、5月8日に5類に移行されたものの、未だ終息が見えない状況であり、農業委員会活動に対する影響も懸念されると

ころでございますが、委員の皆様の御健康と御活躍を御祈念申しあげ、甚だ簡単ではございますが、今日のごあいさつとさせていただきます。

どうぞ、今後ともよろしく願います。ありがとうございます。

[事務局長]

ありがとうございました。町長におかれましては、ほかの公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

[町長]

はい、すみません。どうぞよろしく願います。

[事務局長]

それでは、お手元にあります会議次第の3番目になります。農業委員、事務局職員の紹介となっております。

後ほど農地利用最適化推進委員も含めた形で全員協議会を行い、それぞれの自己紹介を予定しておりますので、この場は、私の方で着席順に紹介をさせていただきます。

左の方から、先ほどのくじの順番で仮議席番号順に読みあげだけ、させていただきます。

橋口昌央委員でございます。

続いて、永友薫委員でございます。

坂元洋子委員でございます。

上野光正委員でございます。

坂本弘志委員でございます。

松井正一郎委員でございます。

幸妻正浩委員でございます。

次に事務局職員を紹介させていただきます。

事務局長補佐の小澤宏之でございます。

農地農政係長、金城朋子でございます。

農地農政係主査の大嶋昌子でございます。

事務局長の杉英樹でございます。

よろしく願います。

あと、こちらの方には現在も入っておりませんが、会計年度任用職員で農地相談員の金森克彦、一般事務補助で千田愛理がおります。後ほどの全員協議会では、本人に顔を出していただいて、一言いただく形にしておりますので、どうぞ

よろしくお願いいたします。

続きまして、会次第の４番、臨時議長の選出を行います。

農業委員会等に関する法律には、臨時議長に関する規定はございませんので町議会において、改選後の初議会における臨時議長の選出について、規定をいたしました地方自治法１０７条を準用しまして、出席の中で年長の委員が臨時に議長の職務を行うこととしたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

(異議なし)

はい、異議なしということですので、上野委員に臨時議長の職務をお願いいたします。

上野委員は、臨時議長の席へ移動をお願いします。こちらの方をお願いします。

[臨時議長]

ただいま御指名をいただきました、上野でございます。

新会長が決定するまでの、臨時議長を務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、席に座らせて議事を進めさせていただきます。

それでは、本日は農業委員７名全員が出席であります。

農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定によりまして、総会は成立をしております。

それでは議事に入ります。

日程番号第１番、仮議席の決定を議題といたします。

仮議席は、現在お座りの議席といたします。

日程番号２番、会長選挙となっております。

高鍋町農業委員会会議規則第２条第２項の規定により、「会長及び副会長は、委員会の委員の互選によって決める」とあります。同条第３項において「互選は、全委員の氏名を記載した用紙を用いた無記名による記号式投票により行い、得票多数をもって決定する」と規定をされております。

よって、ただいまから、会長の選挙を行います。

立会人を指名いたします。立会人に仮番号議席１番橋口昌央委員、仮番号議席２番永友薫委員を指名いたします。

これより投票用紙を配付いたします。投票は無記名記号式となっております。

票を入りたい委員の上に○印の記入をお願いいたします。

(事務局 投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはございませんか。

はい、配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を持って、立会人の方お願いいたします。

(投票箱点検)

よろしいですか。

それでは異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号の順に投票をお願いいたします。臨時議長は、最後に投票いたします。それではよろしくをお願いいたします。

(各委員投票)

それでは、投票漏れはございませんか。投票漏れがないと認めて、全員投票していただいたですね。

投票を終わります。

開票を行います。

なお、最多得票数の者が複数いる場合は、その最多得票する者を候補者として、再度投票を行います。

それでは開票を行いますので、橋口委員と永友委員の立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票結果を発表いたします。投票総数 7 票、有効投票 7 票。無効投票が 0 となっております。

有効投票のうち、坂本弘志委員が 5 票、幸妻正浩委員が 2 票となっております。以上のとおりです。

したがって、坂本弘志委員が会長に当選をされました。おめでとうございます。新会長のごあいさつをお願いします。

[新会長]

今回、投票で当選しました坂本です。今回なったということで、新たな気持ちで頑張って、3年間やっていきたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

[臨時議長]

はい、ありがとうございました。

ただいま新会長のごあいさつをいただきました。御承諾があったものと認めます。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

[事務局長]

それでは新会長の御名前を申し上げます。敬称は略させていただきます。

会長氏名 坂本 弘志

住所 高鍋町大字上江4647番1

生年月日 昭和**年**月**日でございます。

[臨時議長]

はい、それでは再開いたします。

以上で、臨時議長の職務をすべて終了いたしましたので、ここで新会長に交代をいたします。

坂本会長、議長席にお着きください。

(会長 議長席へ移動)

[議長]

それでは再開いたします。

ここで議事整理のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

[議長]

それでは、再開します。

日程番号3、選挙2副会長の選挙を行います。

まず、立会人を指名いたします。立会人に、仮議席番号３番坂元洋子委員、仮議席番号５番上野光正委員を指名いたします。

これより投票用紙を配付します。投票は無記名記号式です。票を入りたい委員の上に○印の記入をお願いいたします。

(事務局 投票用紙配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人お願いします。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

仮議席番号の順番に投票をお願いします。議長は最後に投票します。

(各委員投票)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

なお、最多得票数の者が複数いる場合は、その最多得票数の者を候補者として、再度投票を行います。

それでは、開票を行いますので、坂元洋子委員、上野光正委員の立会いをお願いします。

(開票)

投票総数７票、有効投票数７票、無効投票数０票、有効投票数のうち坂元洋子委員が５票、橋口昌央委員が２票。

以上のとおり、したがって坂元洋子委員が副会長に当選されました。

ただいま、副会長に当選されました坂元洋子委員に新副会長のごあいさつをお願いします。

[新副会長]

本当に私でいいのでしょうかと思いますが、何もわからないままですが、頑張っていこうと思います。よろしくお願いします。

[議長]

ありがとうございました。

ただいま、新副会長のごあいさつがありました。御承諾があったものと認めます。

議事整理のため、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

[事務局長]

それでは、新副会長の御名前を申し上げます。敬称は略させていただきます。

氏名 坂元 洋子

住所 高鍋町大字上江 6 6 4 9 番地 2 7 1

生年月日 昭和**年**月**日でございます。

[議長]

再開いたします。

日程番号 4、議席の決定を議題とします。

高鍋町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員及び推進委員の議席は、町長が委員を任命した後、最初の会議において抽選により定めることとなっております。

なお、慣例により、会長は議席番号 8 番、副会長は議席番号 7 番、4 番は欠番となっておりますので、今回もこのようにすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議席番号 1 番から 3 番、同じく 5 番、6 番の 5 つの議席をくじにより決定いたします。

それでは、仮議席の順番に抽選を行います。

[事務局長]

ここで、仮議席の順番順にくじを引きに来てください。副会長に当選された洋

子さんは、そのまま結構です。

(各委員くじを引く)

[議長]

それでは、抽選の結果を報告いたします。

1 番橋口昌央委員、2 番幸妻委員、3 番上野委員、5 番松井委員、6 番永友薫委員、7 番坂元洋子委員、8 番坂本弘志です。

以上のとおり決定いたしました。

それでは、暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

[議長]

それでは、再開いたします。

日程番号5、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定により、議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1 番橋口昌央委員、2 番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号6、会期の決定につきましては、別記のとおり、本日7月20日の1日間といたします。

日程番号7、議案第33号「高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、議案の4ページを御覧ください。

議案第33号「高鍋町農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」です。

農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱しようとするものです。

農地利用最適化推進委員の定数は7名で、大字高鍋町、北高鍋、南高鍋、蚊口

浦区域 3 名、大字上江区域 2 名、大字持田区域 2 名の募集に対し、それぞれ同数の応募があり、高鍋町農地利用最適化推進委員設置要項第 3 条に基づき組織された、高鍋町農地利用最適化推進選定委員会により、令和 5 年 5 月 20 日に候補者として 7 名を選定しておりまして、推進委員としての決定を本総会で承認をいただくものでございます。

それでは、候補者を読み上げます。敬称は省略させていただきます。

1 番 住所 高鍋町大字上江 6 9 5 6 番地 3
氏名 坂本 幸
生年月日 昭和 ** 年 ** 月 ** 日

2 番 住所 高鍋町大字持田 2 9 6 7 番地
氏名 永友 定己
生年月日 昭和 ** 年 ** 月 ** 日

3 番 住所 高鍋町大字北高鍋 2 6 2 8 番地
氏名 久保田 伸博
生年月日 昭和 ** 年 ** 月 ** 日

4 番 住所 高鍋町大字上江 4 4 6 2 番地
氏名 宮越 美秋
生年月日 昭和 ** 年 ** 月 ** 日

5 番 住所 高鍋町大字上江 2 4 2 0 番地
氏名 赤澤 克俊
生年月日 昭和 ** 年 ** 月 ** 日

6 番 住所 高鍋町大字持田 1 9 4 1 番地
氏名 山本 浩司
生年月日 昭和 ** 年 ** 月 ** 日

7 番 住所 高鍋町大字上江 6 6 4 9 番地 2 8 0
氏名 小原 拓也
生年月日 平成 ** 年 ** 月 ** 日

の 7 名でございます。

区域につきましては、高鍋町、北高鍋、南高鍋、蚊口浦区域は、坂本幸推進委員、久保田伸博推進委員、山本浩司推進委員の 3 名。

上江区域は、赤澤克俊推進委員、小原拓也推進委員の２名。
持田区域は、永友定己推進委員、宮越美秋推進委員の２名となっております。
以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり委嘱することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり委嘱することに決定いたしました。

日程番号８、議案第３４号「一般社団法人宮崎県農業会議普通会员の指名について」を議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、５ページをお開きください。説明いたします。
一般社団法人宮崎県農業会議定款第６条第４項第１号の規定により、宮崎県内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が指名した委員を宮崎県農業会議の普通会员たる資格を有する者とする規定がございます。
高鍋町農業委員会におきましては、会長以外の委員を普通会员として指名する必要があるため、会長を一般社団法人宮崎県農業会議の普通会员としようとするものでございます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件、原案のとおり指名することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号９、議案第３５号「高鍋町農業委員会事務局職員の任免に関する申し合わせについて」を議題とします。
事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、6 ページをお開きください。では、説明いたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、職員は農業委員会が任免すると規定されております。

しかしながら、職員の人事異動につきましては、町長部局と同時に行われ、総会の開催日程によっては、総会に提案し、承認を得ることが困難な場合が生じる恐れがございます。

よって、むこう3年間、今の委員さんの任期の期間における農業委員会事務局職員の任免につきましては、会長に一任することを申し合わせるものでございます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり会長に一任することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回高鍋町農業委員会臨時総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会09時36分)